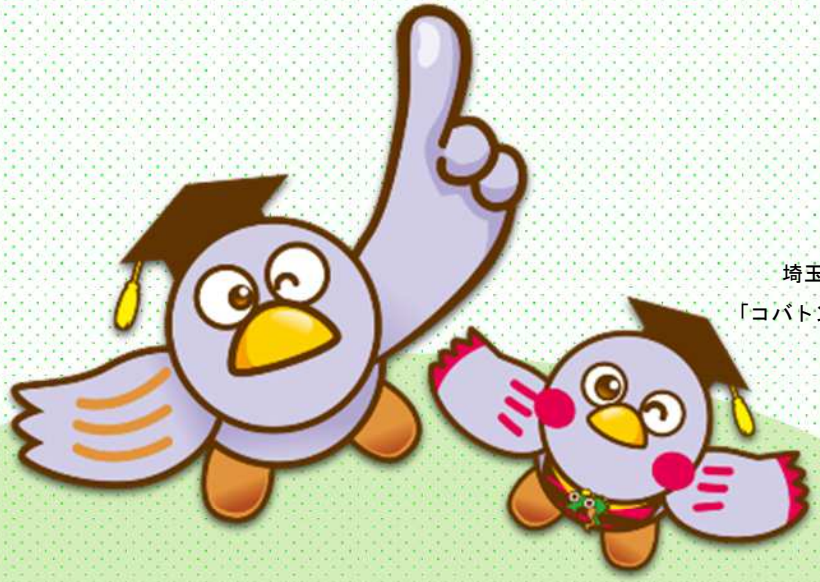

埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

令和４年７月以降に公告する案件に適用
技術資料作成の手引き（ガイドラインVer.17対応版）

改定箇所解説版

埼玉県総合技術センター

この資料は、
技術資料作成の手引き（ガイドラインVer.16対応版）から
技術資料作成の手引き（ガイドラインVer.17対応版）への
主な改定箇所を説明する資料です。
手引きの参考資料としてお使いください。

技術資料作成の手引きの改定箇所

主な改定は以下の４点です。

1	低入札価格調査に係る事前申出書の提出についての追記	P4
2	評価項目等の変更に対する対応	P6
3	様式の変更に対する対応	P13
4	技術資料提出方法の変更に対する対応	P15

技術資料作成の手引きの改定箇所

最初の改定箇所です。

1 低入札価格調査に係る事前申出書の提出についての追記 P4

評価項目等の変更に対する対応 P6

様式の変更に対する対応 P13

技術資料提出方法の変更に対する対応 P15

1　低入札価格調査に係る事前申出書の提出

低入札価格調査に係る事前申出書の提出について追記しました。

手引き　P4～12

自己採点方式においては自己採点申請書、自己採点併用発注者採点方式においては入札金額見積内訳書と併せて、低入札価格調査に係る事前申出書（同一ファイルでシートが分かれている様式）を提出してください。

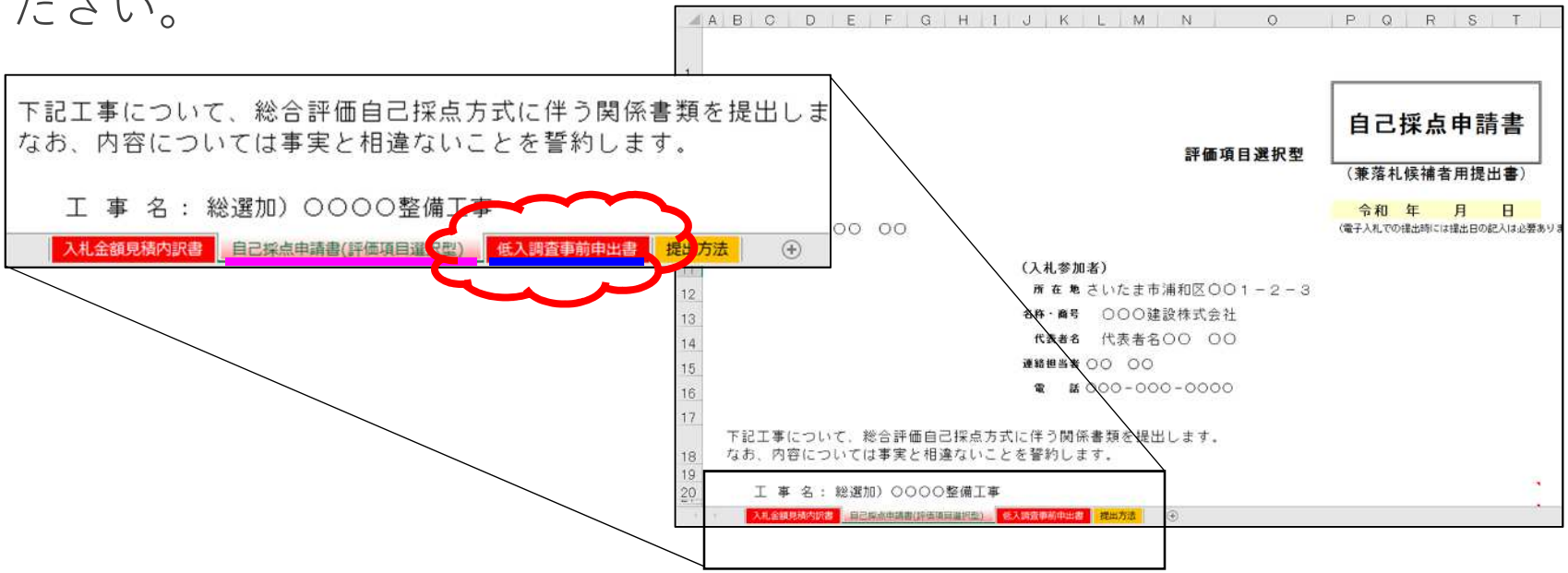

技術資料作成の手引きの改定箇所

２つ目の改定箇所です。

	低入札価格調査に係る事前申出書の提出についての追記	P4
2	評価項目等の変更に対する対応	P6
	様式の変更に対する対応	P13
	技術資料提出方法の変更に対する対応	P15

2　評価項目等変更に対する対応

以下の評価項目を新設、変更しました。

（１）新たな評価項目

- ス（ウ）手持ち工事量　P7

（２）変更した評価項目

- ア（ア）工事成績評定（企業の技術能力）　P8
- ウ（ア）工事成績評定（配置予定技術者の技術能力）　P8
- キ（イ）新製品・新技術の活用　P9
- ク（カ）継続教育（CPD）への取組　P10
- サ（ア）インターンシップ等の受入れ実績　P11

２（１）新たな評価項目

ス（ウ）手持ち工事量

実績重視型の新設に伴い新設される評価項目です。

手引き　P130～

ス　その他
（ウ）手持ち工事量

対象業種は入札説明書に記載されます。

手持ち工事量

入札説明書

ス（ウ）手持ち工事量【　　／1.0点】

評価基準・配点	県発注工事（業種：OO）の手持ち工事量比率0.5未満又は令和４年度の受注が無い。	1.0点
	県発注工事（業種：OO）の手持ち工事量比率0.5以上１未満。	0.5点
	県発注工事（業種：OO）の手持ち工事量比率１以上又は令和元年度～令和３年度の受注が無い。	0点

提出資料

１　様式ス（ウ）

注１）手持ち工事量は、コリンズに登録された契約金額データを用いて集計します。
「件名」「契約工期」「発注機関名」「受注形態」欄はコリンズと同様に記入してください。コリンズ検索システムで出力したデータを貼り付けても構いません。
共同企業体の受注実績は、各構成員個々の受注実績として計上できません。

注２）手持ち工事量比率について
手持ち工事量比率＝（令和４年度受注額）÷〔（（令和元年度受注額）＋（令和２年度受注額）＋（令和３年度受注額））÷３〕
各年度の受注額は、当該工種での工事契約額の合計とします。ただし、当該年度受注額は、本工事の公告日までの受注に限ります。
なお、繰越工事の場合、本工事の公告日までの変更増減額も含めた受注額を当初契約年度に計上します。
債務負担行為による複数年工事の場合、各年度の受注額は本工事の公告日時点で最新となる契約書に記載された、各年度の支払限度額とします。

注３）各記入欄への記入方法について
「①当該年度受注額の合計算出」の対象工事
令和４年度に当初契約した工事。
令和４年度分の支払がある債務負担行為設定工事。
「請負金額」：令和４年度分の支払限度額を記入。
「契約年度」：契約初年度ではなく、R４と記入。
「②過去３年度間受注額の平均算出」の対象工事
令和元年度～令和３年度に当初契約した工事。（繰越工事を含む。）
令和元年度～令和３年度分の支払いがある債務負担行為設定工事。
「請負金額」：設定年度分の支払限度額を年度毎に分けて記入。

２（２）変更した評価項目

ア（ア）工事成績評定
ウ（ア）工事成績評定

工事成績評定の配点が変わりました。

手引き　P24～25、43

ア　企業の技術能力
　ア（ア）工事成績評定

ウ　配置予定技術者の技術能力
　ウ（ア）工事成績評定

　より適正に評価するため、評価基準の段階設定が細かくなりました。
　これまで0.5点刻みだったものが、0.1点刻みとなります。
　また、平均点の算出においては小数点第２位以下を切り捨てて算出してください。

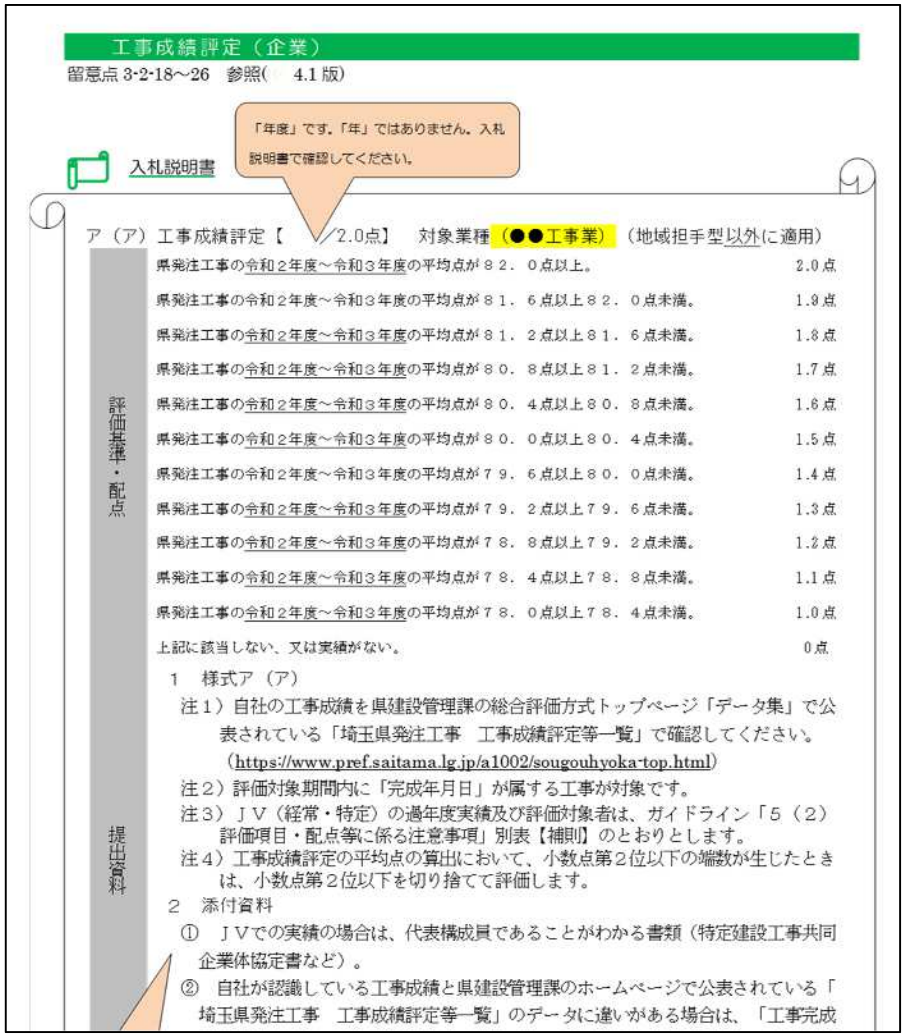

工事成績評定（企業）
留意点 3-2-18～26　参照(　4.1 版)

「年度」です。「年」ではありません。入札説明書で確認してください。

入札説明書

ア（ア）工事成績評定【　／2.0点】　対象業種（●●工事業）（地域担手型以外に適用）

評価基準・配点

県発注工事の令和２年度～令和３年度の平均点が８２．０点以上。	2.0点
県発注工事の令和２年度～令和３年度の平均点が８１．６点以上８２．０点未満。	1.9点
県発注工事の令和２年度～令和３年度の平均点が８１．２点以上８１．６点未満。	1.8点
県発注工事の令和２年度～令和３年度の平均点が８０．８点以上８１．２点未満。	1.7点
県発注工事の令和２年度～令和３年度の平均点が８０．４点以上８０．８点未満。	1.6点
県発注工事の令和２年度～令和３年度の平均点が８０．０点以上８０．４点未満。	1.5点
県発注工事の令和２年度～令和３年度の平均点が７９．６点以上８０．０点未満。	1.4点
県発注工事の令和２年度～令和３年度の平均点が７９．２点以上７９．６点未満。	1.3点
県発注工事の令和２年度～令和３年度の平均点が７８．８点以上７９．２点未満。	1.2点
県発注工事の令和２年度～令和３年度の平均点が７８．４点以上７８．８点未満。	1.1点
県発注工事の令和２年度～令和３年度の平均点が７８．０点以上７８．４点未満。	1.0点
上記に該当しない、又は実績がない。	0点

提出資料

１　様式ア（ア）
注１）自社の工事成績を県建設管理課の総合評価方式トップページ「データ集」で公表されている「埼玉県発注工事　工事成績評定等一覧」で確認してください。
（https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html）
注２）評価対象期間内に「完成年月日」が属する工事が対象です。
注３）ＪＶ（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。
注４）工事成績評定の平均点の算出において、小数点第２位以下の端数が生じたときは、小数点第２位以下を切り捨てて評価します。
２　添付資料
①　ＪＶでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）。
②　自社が認識している工事成績と県建設管理課のホームページで公表されている「埼玉県発注工事　工事成績評定等一覧」のデータに違いがある場合は、「工事完成

２（２）変更した評価項目

キ（イ）新製品・新技術の活用

評価の対象が変わりました。

手引き　P60～

キ　企業の技術能力
（イ）新製品・新技術の活用

県のNew-Protech制度（新製品・新技術マッチングモデル事業）については、令和３年度までの実施となります。
また、自社の保有する製品、技術ではなくても、ＮＥＴＩＳに登録のある有用な新技術を活用する場合には、評価の対象となりました。

新製品・新技術の活用

入札説明書

キ（イ）新製品・新技術の活用【　　／1.0点】

評価基準・配点	自社の製品や技術を国土交通省の新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）に登録している。	1.0点
	自社の製品や技術を県の新製品・新技術紹介制度に登録している。	1.0点
	令和３年度まで実施していた県の New-Protech 制度（新製品・新技術マッチングモデル事業）に採用され、有効性が確認されている又はＮＥＴＩＳに登録のある製品・技術を選定する。	0.5点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	１　様式キ（イ） 注１）該当する評価基準を１つ選んで提出してください。 注２）入札参加者が、当該製品・技術等を登録するに当たっての「開発会社」に相当し、当該製品・技術を使用する権原を有している場合に評価します。 注３）入札公告日時点において、ＮＥＴＩＳや県の新製品・新技術紹介制度に登録されているものを評価対象とします。 ただし、「ＮＥＴＩＳ掲載終了リスト」又は県の「過去に紹介した新製品・新技術一覧表」への掲載に移行されたものは評価対象としません。 「新製品・新技術紹介制度」の登録状況については、県建設管理課のホームページを参照してください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/singijutu-top.html) 注４）新製品・新技術マッチングモデル事業における「発注者提案型」と「応募者提案型」いずれのタイプでも評価の対象とします。 入札公告日時点において、「有効性を確認」又は「評価できる」と事後評価された製品・技術を、工事仕様書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種のいずれかに選定する場合に評価の対象とします。 ただし、一定の条件や意見等を付した上で有効性を確認・評価されたもの又は掲載期間が終了した製品・技術（掲載期間は評価を通知した翌年度から５年度間）は評価の対象としません。 「新製品・新技術マッチングモデル事業」の事後評価結果については、県総合技術センターのホームページを参照してください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/b1013/new-protech.html) 注５）[有用な新技術の活用] 本発注工事において「新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）」に掲載された	

２（２）変更した評価項目

ク（カ）継続教育（CPD)への取組

ガイドラインVer.17に限り評価基準を緩和しました。

手引き　P81～

ク　配置予定技術者の技術能力
（カ）継続教育（CPD)への取組

評価対象が、「過去3年度間のうちのいずれかの年度に取得した単位」に緩和されています。
ガイドラインVer.17に限る特例です。

継続教育（ＣＰＤ）への取組
留意点 3-2-67 参照(R4.4.1 版)

入札説明書

「年度」です。「年」ではありません。入札説明書で確認してください。

ク（カ）継続教育（ＣＰＤ）への取組【　　／1.0点】

評価基準・配点	**令和元年度～令和３年度のいずれかの年度**に、各団体等が推奨する単位以上を取得している。	1.0 点
	令和元年度～令和３年度のいずれかの年度に、各団体等が推奨する単位の１／２以上（かつ推奨単位未満）を取得している。	0.5 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	**1　様式ク（カ）** 注１）推奨単位、目標ユニットを定めている団体等の継続教育（CPD）を評価対象とします。なお、団体等が推奨する単位を書類で確認できない場合は評価しません。 注２）推奨単位が複数年となっているものは、１年あたりに換算してください。 注３）推奨単位に「標準ユニット」と「優良ユニット」を設けている団体等については、「標準ユニット」を評価基準とします。 注４）過去に在籍していた会社での継続教育も評価対象とします。 注５）ＪＶ（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注６）ガイドラインVer.17に限り特例として令和元年度～令和３年度のいずれかの年度に取得した単位で評価します。	
	2　添付資料 継続教育（ＣＰＤ）の学習履歴を証明する証明書の写し（当該団体等の推奨単位が確認できる資料を含む。）。 注１）継続教育（ＣＰＤ）の証明期間は、『平成３１年４月１日～令和２年３月３１日』『令和２年４月１日～令和３年３月３１日』、『令和３年４月１日～令和４年３月３１日』のいずれかとします。 注２）新型コロナウイルス感染症への対応として各種団体が証明書の発行手続きを停止している場合は、証明書の写しに代わる資料として、受講者、受講内容、受講日、取得単位が確認できる資料を添付してください。（例　ＣＰＤ記録シート等）推奨する単位が確認できない場合でも評価対象とします。	

２（２）変更した評価項目　サ（ア）インターンシップ等の受入れ実績

ガイドラインVer.17に限り評価基準を緩和しました。

手引き　P107～

サ　担い手確保・育成に関する取組
（ア）インターンシップ等の受入れ実績

評価対象が、「過去3年度間の受入れ実績」に緩和されています。
ガイドラインVer.17に限る特例です。

インターンシップ等の受入れ実績
留意点 3-2-80～82 参照(R4.4.1 版)

入札説明書

サ（ア）インターンシップ等の受入れ実績【　　／1.0点】

評価基準・配点	**令和元年度～令和３年度**に、連続した３日以上のインターンシップの受入れ実績がある。	1.0点
	令和元年度～令和３年度に、短期（３日未満）のインターンシップ又は現場見学会の受入れ実績がある。	0.5点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	１　様式サ（ア）	

「年度」です。「年」ではありません。入札説明書で確認してください。

注１）代表的な実績を１件提出してください。
注２）インターンシップの受入れ実績は、以下の①～③の全ての条件を満たし、学校と企業との協議の上実施されたものを評価対象とします。
① 下記のいずれかの学生・生徒を対象としたものであること。
・大学（大学院、短期大学を含む）
・高等学校
・中等教育学校（後期課程）
・専修学校
・各種学校
・高等専門学校
・高等技術専門校（職業能力開発校）
・職業能力開発大学校（同短期大学校を含む）
・特別支援学校（高等部）
ただし、学生・生徒が所属する学校の所在地は問わない。
また、当該評価項目はインターンシップ（就業体験）を対象とし、義務教育課程等で行われる、いわゆる「職場体験」は評価しません。
② 学校が証明する「インターンシップ等受入れ実績証明書」により実績が確認できるものであること。
③ 県内企業が受け入れた実績であること。
現場見学会の受入れ実績は、上記①～③全ての条件を満たし、学校と企業との協議の上実施されたものを評価対象とします。
注３）ＪＶ（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。

技術資料作成の手引きの改定箇所

３つ目の改定箇所です。

	低入札価格調査に係る事前申出書の提出についての追記	P4
	評価項目等の変更に対する対応	P6
3	様式の変更に対する対応	P13
	技術資料提出方法の変更に対する対応	P21

3　様式の変更について

カ　企業倫理や信頼性等の様式を変更しました。

手引き　P56～

これまで、評価項目の小項目１つに対して１シートの様式を使用していましたが、「カ　企業倫理や信頼性等」の評価項目については、大項目で１シートの様式としました。

様式カ(ア)～(ク)

企業倫理や信頼性等

該当項目の有無		該当項目なし
		該当項目あり

↑ 該当する方に○

ア	入札契約に関する不当な強要行為		入札参加停止措置を受けた
イ	過積載による法令違反		入札参加停止措置を受けた
ウ	ディーゼル不適合車の使用による法令違反		入札参加停止措置を受けた
エ	不正軽油の使用による法令違反		入札参加停止措置を受けた
オ	死亡事故		入札参加停止措置を受けた
カ	総合評価の不履行		「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた
キ	カ(ア)からカ(カ)に該当しない入札参加停止措置		入札参加停止措置を受けた
ク	暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外		入札参加除外措置を受けた

(カ(ア)　入札契約に関する不当な強要行為により入札参加停止措置を受けた場合)

入札参加停止措置を受けた日 （期間の始まりの日）	令和　年　月　日

(カ(イ)　過積載による法令違反により入札参加停止措置を受けた場合)

入札参加停止措置を受けた日 （期間の始まりの日）	令和　年　月　日

(カ(ウ)　ディーゼル不適合車の使用による法令違反により入札参加停止措置を受けた場合)

入札参加停止措置を受けた日 （期間の始まりの日）	令和　年　月　日

(カ(エ)　不正軽油の使用による法令違反により入札参加停止措置を受けた場合)

入札参加停止措置を受けた日 （期間の始まりの日）	令和　年　月　日

(カ(オ)　死亡事故により入札参加停止措置を受けた場合)

入札参加停止措置を受けた日 （期間の始まりの日）	令和　年　月　日

(カ(カ)　総合評価の不履行により「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた場合)

通知を受けた日	令和　年　月　日

(カ(キ)カ(ア)からカ(カ)に該当しない入札参加停止措置により入札参加停止措置を受けた場合)

入札参加停止措置を受けた日 （期間の始まりの日）	令和　年　月　日

(カ(ク)　暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外により入札参加除外措置を受けた場合)

入札参加除外措置を受けた日 （期間の始まりの日）	令和　年　月　日

□　入札説明書の「提出資料」欄を確認してください。

技術資料作成の手引きの改定箇所

４つ目の改定箇所です。

	低入札価格調査に係る事前申出書の提出についての追記	P4
	評価項目等の変更に対する対応	P6
	様式の変更に対する対応	P13
4	技術資料提出方法の変更に対する対応	P15

4　技術資料提出方法の変更

電子メール又はファイル転送サービスによる技術資料の提出について追加しました。

手引き　P152～

電子媒体による技術資料の提出を実施しておりましたが、電子メール又はファイル転送サービスによる技術資料の提出が可能となりました。

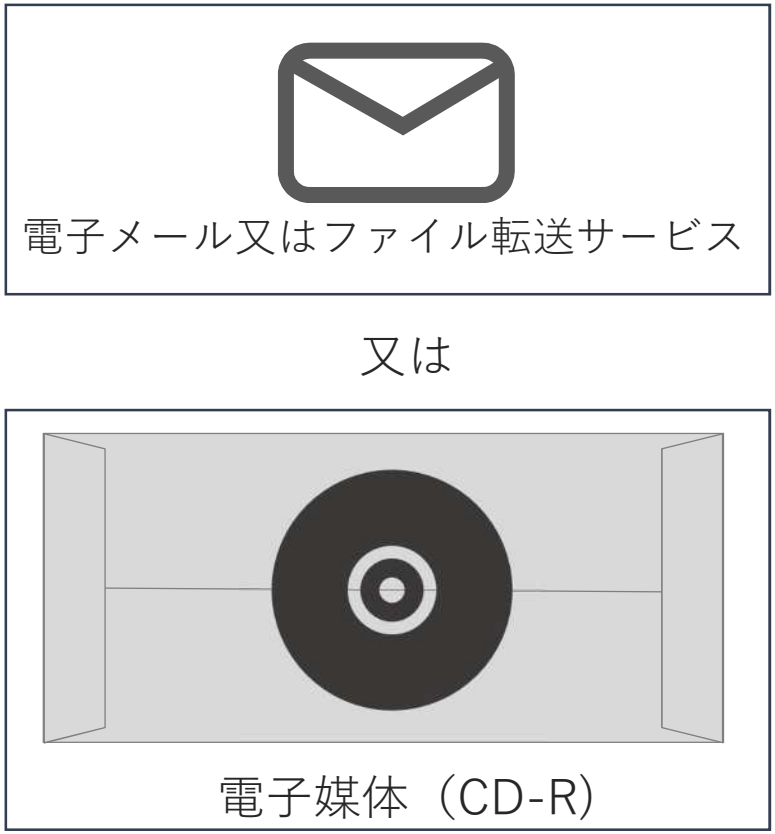

以上が、
技術資料作成の手引き（ガイドラインVer.17対応版）の
主な改定箇所です。

なお、技術資料を作成する際は、入札説明書をよく確認のうえ作成してください。

ご覧いただきありがとうございました。